

17. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 事業概要 】

保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、保育所、認定こども園、幼稚園等に通うことができる制度です。

普段、家庭で過ごしている乳幼児が、家庭とは異なる環境において、家族以外の年齢が近いこどもとの関わりや、保育者による保育・教育のもと様々な遊び等を経験することにより、興味や関心を広げ、成長・発達に資すること並びに保護者の孤立感・不安感や育児負担の軽減を図ることを目的としています。

本市では、2026（令和8）年度からの本格実施に向け、2024（令和6）年度は試行的事業を実施しております。（2025（令和7）年度からは児童福祉法に基づく認可制を導入。2026（令和8）年度からは子ども・子育て支援法に基づく給付制度として実施予定。）

【 量の見込みの考え方 】

2025（令和7）年度分の量の見込みについては、2024（令和6）年度に実施している試行的事業の実施状況を踏まえ、設定しました。

2026（令和8）年度からの本格実施（給付制度の開始）に向け、2024（令和6）年度、2025（令和7）年度の成果や課題等を検証し、2025（令和7）年度中に、量の見込み及び確保方策を設定します。（※）

【 確保方策の考え方 】

各年度の量の見込みに対応できる定員（受け入れ枠）を確保していきます。

		2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み…①		57				
	0 歳	18				
	1 歳	21				
	2 歳	18				
確保方策…②		60				
	0 歳	18				
	1 歳	23				
	2 歳	19				
過不足（②－①）		3				

2026(令和 8)年度以降は、
令和 7 年度中に設定

※「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2.0 令和 6 年 10 月 10 日こども家庭庁成育局総務課）」において、「…法改正による制度創設から第三期市町村支援事業計画の始期（令和 7 年度）までの期間を踏まえ、…第三期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定することが困難である場合においては、…量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、速やかに市町村支援事業計画に設定することとしても差し支えない。」とされています。

【 今後の方向性 】

利用状況を注視し、利用ニーズに合わせた受け入れ体制の確保を図ります。